

1. 趣旨

この要綱は、米国に輸出される殻付き卵（以下「対米国輸出殻付き卵」という。）について、米国が求める輸出条件を明示するとともに、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 45 条第 3 項に基づき動物検疫所が交付する輸出検疫証明書の交付手続き等を定めるものである。

2. 定義

殻付き卵とは、飼養された鶏の殻付き生鮮卵であって、人の食用に供されるもの（加工用に輸出されるものを含む。）をいう。

3. 対米国輸出殻付き卵の輸出条件

対米国輸出殻付き卵は、以下の条件を全て満たす必要がある。

- ア. 少なくとも産卵後 36 時間経過した時から動物検疫所による検査を受けるまでの間、常時、周辺の温度が摂氏 7.2℃（華氏 45 F）以下となるように保管または輸送されたものであること。また、輸出入業者が、米国に本殻付き卵を輸送するに際して、常時、周辺の温度が摂氏 7.2℃（華氏 45 F）以下となるように維持されるべきであることを知らしめていること。
- イ. 日本国において生産された殻付き卵であること。
- ウ. 米国官報 21、パート 118 に基づき、米国に殻付き卵を輸出しようとする農場において、サルモネラの管理がなされていること。（別添参考参照）
- エ. 90%以上がグレード B*以上の殻付き卵であり、軽度のひび割れが 10%未満、重度のひび割れ、汚れ及びロス¹の合計が 5%未満（ただしロス*が 3%を超えないこと）であること。
- オ. 米国食品安全強化法に基づき米国政府によって関連施設の登録等がなされていること。（別添参考参照）

4. 表示

対米国輸出卵の包装容器及び輸送用ケースには次の事項を英語で、誤解を招くことがない方法で表示すること。

（1）輸送用外包装

- 商品名
- 原産国（Product of Japan）
- 品質あるいは特徴（殻の色や格付けなど）
- 包装日
- 要冷蔵（keep refrigerated）
- 生産者、包装業者又は流通業者の名称及び住所
- 正確な数量（個数）

*グレードや各種欠陥の定義は、以下のサイトを参照。

https://www.ams.usda.gov/sites/default/files/media/Shell_Egg_Standard%5B1%5D.pdf

(2) 最小販売単位である容器・包装

- 商品の一般名称
- 原産国 (Product of Japan)
- 品質あるいは特徴 (卵の色や格付けなど)
- 要冷蔵 (keep refrigerated)
- 栄養表示 (詳細は www.eggnutritioncenter.org を参照)
- 大きさ (Jumbo, Extra Large, Large, Medium, Small、個別の最小平均重量は以下のとおり、Jumbo 68.52g, Extra Large 61.43g, Large 54.34g, Medium 47.25g, Small 40.17g)
- 以下の取扱上の注意に関する表示
“ SAFE HANDLING INSTRUCTIONS: To prevent illness from bacteria: keep eggs refrigerated, cook eggs until yolks are firm, and cook foods containing eggs thoroughly.”

5. 輸出検疫証明書の交付事務等

(1) 動物検疫所への輸出検疫検査の申請

米国に殻付き卵を輸出しようとする者 (以下「申請者」という。) は、3. に規定されている条件を理解し、また3のウとオを完了した上で、動物検疫所に対し、家畜伝染病予防法施行規則 (昭和 26 年農林省令第 35 号) 第 52 条に定める輸出検査申請書に申告書 (別紙様式 1) を添えて輸出検疫検査を申請する。

(2) 輸出検疫証明書の交付等

- ア. 動物検疫所は、(1) に基づく提出書類等により得られた情報により、米国向けに輸出が可能なものであるものとして 3 ア及びイを満たすことが確認できた殻付き卵に対して、家畜伝染病予防法第 45 条第 3 項に基づき輸出検疫証明書 (別紙様式 2) を交付する。
- イ. 輸出検疫証明書は、原本及び副本を申請者に交付するとともに、原本の写しを動物検疫所に保管する。
- ウ. 申請者は、殻付き卵の輸出に当たり輸出検疫証明書の原本を当該殻付き卵に添付して輸出するものとする。
- エ. 申請者は、上記により交付された輸出検疫証明書に対応する殻付き卵の内容に変更があった場合は、速やかに当該輸出検疫証明書を交付機関に返納するものとする。

別添参考

1. 米国官報 21、パート 118 に基づくサルモネラ管理

米国に殻付き卵を輸出しようとする農場において、米国医薬食品局のウェブサイト（「卵の安全性にかかると最終規則」 <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2009-07-09/pdf/E9-16119.pdf>）及びその他ガイダンス文書等 <https://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/GuidanceDocumentsRegulatoryInformation/Salmonella/default.htm>）等で関連規則を参照の上、各自で必要な管理を行うこと。

2. 米国食品安全強化法に基づく関連施設の登録等

米国に殻付き卵を輸出しようとする食品関連事業者は、米国医薬品食品局のウェブサイト（米国食品強化法 <https://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm247548.htm>、及びその他ガイダンス文書等 <https://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/default.htm>）等で関連規則を参照の上、各自で必要な登録などを行うこと。

動物検疫所長 殿

申請者の名称:

住所:

対米国輸出殻付き卵の輸出について

「対米国輸出殻付き卵の取扱要綱」（平成 30 年 10 月 16 日付消安第 3586 号）4（1）の規定に基づき、私（申告者）は、下欄の 1 に示す殻付き卵について、下欄の 2 から 4 の内容を満たしていることを申告します。

1. 輸出する製品の詳細

数量（重量、個数又は小売数）	
生産農場名称*	
生産農場の所在地	
取扱施設（GP センター等）の名称	
取扱施設（GP センター等）の所在地	
包装日	
特徴（殻の色、格付け（AA,A,又は B）等）	

2. 上記の製品は、少なくとも産卵後 36 時間経過した時から動物検疫所による検査を受けるまでの間、常時、周辺の温度が摂氏 7.2℃（華氏 45F）以下となるように保管または輸送されたものです。

3. 上記の生産農場は、米国官報 21、パート 118 に基づくサルモネラ管理が実施されています。

4. 米国食品安全強化法に基づき、米国政府によって関連施設の登録等がされています。

（3、4 について実施されたことを示す書面、資料等の写しを添付）

日本国農林水産省
輸出検疫証明書
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号
Certificate No. _____

申請者住所
Address of applicant _____

発行年月日
Date of issue _____

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
Name (In case of juridical person, state its title and name of representative) _____

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染疾病の病原体を拡散するおそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned animals are free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

物品の種類 Kind of article	
重量、個数又はこうり数 Weight, No. of package or containers	
商標 Trade Mark	
容器包装の種類 Kind of container or package	
荷送人住所氏名 Name & address of consignor	
荷受人住所氏名 Name & address of consignee	
とう載地及びとう載年月日 Date & place of shipment	
とう載船舶(航空機)名 Name of ship or flight	
検査実施年月日及びその状況 Date & condition of inspection	
備考 Remarks	

農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service

家畜防疫官
Animal Quarantine Officer

氏名
(Signature) _____

Attached to the export quarantine certificate for table eggs
from Japan to United States

Certification No.

- Quality or Description of the eggs:

- Date of pack:

I, the undersigned official veterinarian, hereby certify that:

1. The above mentioned quality or description including date of pack is true and accurate.
2. The shell eggs covered by this certificate which have been packed into containers destined for the ultimate consumer have, at all times beginning 36 hours after time of lay, been stored and transported until the time of inspection by the Animal Quarantine Service, under refrigeration at an ambient temperature of 45F/7.2C or less. The importer/exporter has been advised this shipment must be maintained at an ambient temperature of 45°F/7.2°C or less while in transport to the United States
3. The shell eggs covered by this certificate are produced in Japan.
4. The shell eggs covered by this certificate did not originate in or transit through a Prefecture in Japan recognized by Animal Plant Health and Inspection Services (APHIS) to be affected by highly pathogenic avian influenza.

Animal Quarantine Service
*****branch
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
Japanese Government

(Signature)
Animal Quarantine Officer